

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第11号の2

改正案	現行								
別紙様式第11号の2 (第143条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第11号の2 (第143条関係) (日本工業規格A4)								
(略)	(略)								
第3	第3								
年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書 (年 月 日まで)	年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書 (年 月 日まで)								
(外国生命保険会社等) (単位:百万円)	(外国生命保険会社等) (単位:百万円)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	
科 目	金 額								
(略)									
科 目	金 額								
(略)									
(外国損害保険会社等) (単位:百万円)	(外国損害保険会社等) (単位:百万円)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	
科 目	金 額								
(略)									
科 目	金 額								
(略)									
(記載上の注意)	(記載上の注意)								
<p>1 次<u>の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳</u></p> <p>(3) <u>以下の収益及び費用に関する内訳 (ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外国生命保険会社等を除く。)</u></p> <p>— <u>正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額</u></p> <p>— <u>正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額</u></p> <p>— <u>諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額</u></p> <p>— <u>支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額</u></p> <p>— <u>責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額</u></p> <p>— <u>利息及び配当金収入の資産源泉別内訳</u></p> <p>(4) <u>特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額</u></p> <p>(5) <u>以上のほか、日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>4 <u>遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金 (当期首残高) に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u></p>	<p>1 次<u>の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p>— <u>日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する会計処理の原則又は手続を変更したとき (当中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)</u>は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>— <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>外国生命保険会社等にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳</u></p> <p>(4) <u>以下の収益及び費用に関する内訳 (ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外国生命保険会社等を除く。)</u></p> <p>— <u>正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額</u></p> <p>— <u>正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額</u></p> <p>— <u>諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額</u></p> <p>— <u>支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額</u></p> <p>— <u>責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額</u></p> <p>— <u>利息及び配当金収入の資産源泉別内訳</u></p> <p>(5) <u>特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及</u></p>								

改正案	現行
(以下略)	<p data-bbox="1531 253 1750 282"><u>び評価損益の金額</u></p> <p data-bbox="1476 291 2527 320"><u>(6) 以上のほか、日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p data-bbox="1457 330 2573 440"><u>2 法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p data-bbox="1457 450 2518 479"><u>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p data-bbox="1942 527 2052 556">(以下略)</p>

改正案	現行								
別紙様式第 16 号の 20（第 211 条の 36 第 4 項関係） （略）	別紙様式第 16 号の 20（第 211 条の 36 第 4 条関係） （略）								
第 2 連結財務諸表 1・2 （略）	第 2 連結財務諸表 1・2 （略）								
3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 （略）	3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 （略）								
(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益計算書 (単位：千円)	(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益計算書 (単位：千円)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">科 目</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">科 目</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	
科 目	金 額								
(略)									
科 目	金 額								
(略)									
(記載上の注意)	(記載上の注意)								
<p><u>1 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>1 株当たり情報に関する次に掲げる事項</u> <u>1 株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）</u> <u>株式会社当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定している旨</u></p> <p>(3) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p><u>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p><u>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>	<p><u>1 次の事項を注記すること。ただし連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u> <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u> <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1 株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p><u>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p><u>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>								
(2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結包括利益計算書 (略)	(2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結包括利益計算書 (略)								
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕	〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕								
(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書	(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書								

(単位：千円)

科 目	金 額
(略)	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項
 - 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（銭単位）
 - 株式会社当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
 - (3) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 5 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 6 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記5の注記と併せて記載することができる。

(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益計算書
(略)

(5) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結包括利益計算書
(略)

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書
(略)

(以下略)

(単位：千円)

科 目	金 額
(略)	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容
 - 表示方法を変更したときは、その内容
 - (3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）
 - (4) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 5 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益計算書
(略)

(5) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結包括利益計算書
(略)

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－連結損益及び包括利益計算書
(略)

(以下略)